

Title	昭和初期の無産者託児所運動：福祉運動と労働運動との最初の結合
Sub Title	Child care movement for working class in the early Showa period
Author	村岡, 悦子
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1984
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.77, No.3 (1984. 8) ,p.389(73)- 408(92)
JaLC DOI	10.14991/001.19840801-0073
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19840801-0073

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

昭和初期の無産者託児所運動

—福祉運動と労働運動との最初の結合—

村岡悦子

はじめに

本稿は、昭和初期に展開された無産者託児所運動の生成と崩壊、そしてその歴史的意義を明らかにしようとするものである。同運動は短命に終わったが、日本労農救済会の強力な支援の下に、生活擁護を軸に福祉運動、教育運動、労働運動を結合する形で展開された。その点では、戦前にあっては極めて特色のある運動であった。これらの運動は、その後でさえも、諸々の社会的状況のもとで、相互協力・統合性を持つにいたらず、各々別個に展開されるのが常であった。しかるに、昭和初期のごく限られた時期においてはあったが、無産者託児所運動は、恐慌の影響が最も強烈にのしかかった児童の救援を目的に、これらの運動を生活擁護のもとに結合させ、さらに婦人の労働権と児童の保育権の保障をも追求する運動として展開されたものであった。そこに、この運動の重要な意義も存していたといえるだろう。

ところで、日本資本主義が、大量の婦人労働者を低賃金・長時間労働といった劣悪な条件で酷使することによって発展したことは周知のとおりである。彼女たちは、長い間、家父長的家族関係を基盤とした前近代的な労働関係のもとで、無権利状態におかれ、さまざまな差別的条件を強いられてきた。その上、既婚婦人労働者は、家事および育児という二重、三重の負担にも堪えねばならなかった。

このような状況に対し、第1次世界大戦を契機とする婦人労働者の急増、労働運動・社会運動の高揚のなかで、婦人の労働問題もようやく大きな社会問題として扱えられるようになった。知識人や進歩的官僚によって、一方で労働力保全の立場から、他方で人道主義的立場から、母性の危機（肉体的破壊および精神的荒廃）が指摘され、工場法（1916年施行）の改正が主張された。また第12回社会政策学会（1918年12月）では、「婦人労働問題」がテーマとされ、婦人労働者の隷属的状態が論じられた。なかでも森戸辰男は、既婚婦人労働者の労働と家庭との二重負担問題に論及し、婦人労働問題の解決には、資本的経済制度からの解放と同時に、封建的家族制度からの解放に留意しなけ

ればならないと述べた。⁽¹⁾

一方、ロシア革命の成功や米騒動の全国的な広がり、労働争議の激増など運動の高揚と労働者の自覚を背景に、婦人労働者自身も、まだ弱いながらも自分達の権利を主張するようになった。1919年8月に開催された友愛会第7周年大会では、20項目の主張のなかに、婦人労働者の要求として、「同質労働に対する男女平等賃金制の確立」、「夜業禁止」、「婦人労働監督官を設くる事」などの5項目が掲げられた。さらに、同年10月の第1回国際労働会議において、「男女同一の価値ある労働に対する同一賃金の原則」、あるいは「産前産後6週間就業禁止」、「婦人の夜業禁止」の決議がなされるという国際的趨勢も影響して、婦人労働者の母性保護要求は、次第に高まっていった。次いで、1925年の日本労働組合評議会「婦人部テーゼ」において、婦人労働者の要求は、前近代的労働関係の撤廃、男女平等要求、母性保護要求に加えて、はじめて育児要求にまで進んだ。そして、それは1928年の5法律獲得闘争で、さらに育児の社会化につながる「完全なる授乳設備及び託児所の設置」の要求へと進んでいった。

このような事態に対し、政府は、一方では婦人労働者の権利に関するさまざまな諸要求を圧殺したが、他方ではさまざまな譲歩策も講ぜざるをえなくなっていた。まず1918年6月、「救済事業調査会」が設置され、そこで児童保護・婦人労働保護などが調査事項として決定された。次いで19年には、同調査会で「母子扶助法制度の急務」が決議された。また実際の現場でも公立託児所が、大都市のスラムを中心に設置されるようになった。とくに労働者の貧困化が進行するなかで、母親も生計のために就業する家族が増え、保育所の必要性は年々増大していた。

わが国における保育所の歴史をみても、幼稚園が中流以上の家庭の子供を対象として出発したのに対し、保育所の方は民間篤志家あるいは宗教家による貧者救済のための恩恵的慈善事業として出発したものが多かった。しかしながら、米騒動(1918年)を契機とした労働運動、社会運動の高揚を背景に、それまでの慈善的・救済的性格を有していた保育事業は、感化救済事業から社会事業へと脱皮する全般的動向をうけて、少しずつ変質していった。公立託児所の誕生がまさにそれを象徴するものであった。だが、当時の公立託児所は、たしかに労働者家庭を中心に対象範囲は広くなったものの、なお貧民対策のひとつとしてしか扱われておらず、婦人労働者の保育要求に十分応えるものではなかった。

昭和期にはいると、社会的危機が一層深まるなかで、労働者階級の保育要求の実現をめざす保育運動が新たに生まれてきた。丸山千代の西窓学園、奥むめおの婦人セツルメント託児所、平田のぶの子供の村保育園、東京帝国大学セツルメント託児部、無産者託児所などはそれであった。なかでも無産者託児所運動は、昭和恐慌下、無産階級の生活は無産階級自身の手で守ろうというスローガ

注(1) 森戸辰男「日本における女子職業問題」(社会政策学会編)『婦人労働問題』同文館、1919年、213頁。

昭和初期の無産者託児所運動

の下で展開された生活擁護運動の一翼をになう運動であり、そこでは、かつての貧民救済の視点が克服されて、婦人の解放が明確に意識されるにいたっていた。同運動は、婦人の労働権の保障、それとの関連で子供の生存権や保育権の保障を要求しようとする狙いも明白にもっていた。その点では、労働と教育と福祉、あるいは労働運動と教育・福祉運動を統一してうけとめた最初の対応でもあった。

本稿は、このような問題意識にたって、無産者託児所運動の生成から崩壊までの過程をたどり、その歴史的意義、とりわけ女性と児童の権利といった福祉や教育、さらには労働にもかかわる問題を、はじめて統合して運動の中でうけとめた側面を評価しつつ再検討しようとするものである。⁽²⁾

I 無産者託児所の生成

1. 婦人労働者と工場付設託児所

わが国における産業革命は、先進諸外国と同様に繊維産業を中心に展開された。周知のように、その労働力の圧倒的部分は若年未婚の女子労働力であった。その上、日清戦後好況期における急速な工鉱業の発展は、労働力需要を増大させ、既婚女子労働力をも労働市場に吸引していった。とくに紡績業と石炭業においては、その傾向が著しく、20歳以上の女子労働者の占める割合は、前者においては、1897年当時35.4%、後者においては、1903年当時75.0%にも達していた(第1表参照)。

第1表 紡績女工及び女坑夫の年齢別構成

	紡績女工(1897年)		女坑夫(1903年)	
	人	%	人	%
11歳未満	813	(1.4)	235	(2.0)
11~14歳未満	9,559	(17.1)		
14~20歳未満	25,805	(46.1)	2,734	(23.0)
20歳以上	19,826	(35.4)	8,915	(75.0)
計	56,003	(100.0)	11,884	(100.0)

(注) 1 『紡績職事情』、『日本労働運動史料』第1巻による。
2 紡績女工については、1897年の紡績連合会の調査報告、女坑夫については農商務商工局『鉱夫年齢賃金勤続年限ニ関スル調査』(1903年の石炭山34ヵ所の調査報告)による。

紡績業の場合、既婚女子労働力は、工場の大都市への集中に規定され、大都市近郊農村の貧農層および都市の下層労働者の婦人たちであった。石炭業の場合は、切羽で石炭を掘る先山と組んで石炭を坑道まで運び出す後山と選炭夫に婦人が多く、夫婦あるいは1家で働く例が多かった。彼女たちは出産直前まで働き、出産後も早い時期から坑内にはいった。これら女坑夫は、乳児を家族(年寄りや子供)や他人に預けることが多かったが、なかには坑内に連れて行き、坑道わきに置いたり

注(2) 勅使千鶴「無産者託児所運動について」(『教育運動史研究』13号, 1971年10月)から多くの示唆をうけた。同氏は、昭和初期における新興教育運動の側から、無産者託児所運動の実態を明らかにすることに力を注がれている。そこで本稿では、その成果をふまえながら、労働運動との関わり、ないしはより統合的な視点を考慮に入れて、無産者託児所運動を再構成しようとするものである。

(3)
背負ったりして働くものもあった。

このような既婚婦人の就労の増加に対応して、まず紡績業において、婦人労働者の確保を目的として、工場付設託児所(東京を中心として)が設置された(第2表参照)。その後、工場付設託児所は石炭業、とくに筑豊の炭坑に波及していった(第3表参照)。そして、第1次大戦期の好況を背景とした両産業における婦人労働者の激増に対応して、さらにその

第2表 民営工場の工場付設保育所(東京府)

	設 立	収容児数(1920年)
東京紡績深川工場保育所	1894年	14人
鐘ヶ淵紡績幼児保育所	1902年	43人※
富士瓦斯紡績小名木川工場保育所	1907年	77人
東京モスリン吾嬬保育所	1915年	99人※
東洋モスリン亀戸工場第1保育所	1917年	
日本製麻赤羽製品工場保育所	1917年	
富士紡績押上工場保育所	1918年	56人
東京キャラコ幼児保育所	1919年	96人
東洋モスリン亀戸工場第2保育所	1919年	54人※
星製薬星幼楽園	1921年	

(注) 1 東京府社会事業協会『東京府社会事業概観(3)』(1922年)、東京市社会局『東京社会事業名鑑』(1920年)、社会局第二部『社会事業統計要覧』(1922年)より作成。
2 収容児数の※は1922年度の数値。

第3表 炭坑における工場付設保育所(託児所)

(福岡県下)

	経 営	設立年月	収容児数(1926年現在)
三井田川鉱業所保育所	三井田川鉱業所	1906年1月	※
蔵内鉱業株式会社保育所	蔵内鉱業株式会社	1908年	9人(延2,600人)
海軍燃料廠採炭部共済会保育所	海軍共済会	1910年8月	
貝島鉱業株式会社第二坑保育所	貝島鉱業株式会社	1910年8月	
第五坑保育所		1911年11月	
第七坑保育所		1912年6月	※
第六坑保育所		1915年1月	延131,153人
第三坑保育所		1918年5月	
第一坑保育所		1923年9月	※
山内鉱業所幼児預所	山内鉱業会社	1911年12月	91人
三菱金田炭坑託児所	三菱鉱業株式会社	1912年2月	
上山田炭坑幼児預所	三菱鉱業株式会社	1917年4月	
豊国鉱業所託児所	明治鉱業株式会社	1918年7月	
三菱方城炭坑託児所	三菱鉱業株式会社	1918年12月	44人
三菱鯉田鉱業託児所	三菱鉱業株式会社	1919年10月	149人
明治鉱業所第四坑保育所	明治鉱業株式会社	1919年10月	68人
赤池鉱業所託児所	明治鉱業株式会社	1920年10月	85人

(注) 1 中央社会事業協会『全国社会事業名鑑』(1927年版)による。
2 収容児数の※は1924年度の数値。

数は増大していった。また、この時期は官営工場においても、婦人労働者の増加に対応して、相次いで工場付設託児所が設置された時期であった。1916年の陸軍千住製絨保育所、20年の陸軍被服本廠および同糧秣本廠保育所、21年の東京地方専売局託児所などで、その後も数ヵ所において設置された。

この時期、工場付設託児所が全国的にどのくらい設置されていたかは正確に把握されていないが、

注(3) 森崎和江『まっくら一女坑夫からの聞き書き』(三一書房, 1977年) 222頁。

(4) 大原社会問題研究所『日本労働年鑑』各年度版。

昭和初期の無産者託児所運動

内務省衛生局の調査によると、1918、19年頃、全国では75ヵ所（官営1、民営74）で、収容児数は3,565人であった。⁽⁵⁾

以下、最も多くの工場付設託児所が存在していた紡績業と官営工場を中心として、その実態をみとみることにする。

紡績業の工場付設託児所は、たいてい工場の敷地内に設けられ、通勤女工の子供を預かった。子供たちは、母親とともに朝早く家を出て託児所に入り、設備の貧弱な託児所で11～12時間、保母を相手にすごした。乳児の場合は、食事時間および休憩時間に母親が来て授乳するのを常としていた。そのため工場主にとって、託児所の設置は授乳時間の短縮にとまらぬ労働能率の上昇、夜間も受託することで母親の夜業も可能にすること、その結果安定的に婦人労働力を確保できることから、企業利益に直結するとうけとめられるものであった。この点について、細井和喜蔵は『女工哀史』のなかで、「保育場は工場の敷地でなければならぬ譯がある。それは休憩々々に母が哺乳せねばならぬ故であって、此の為め社宅では一々女工を出門させる譯に行かぬから已むなく工場内に取り入れたのである」と述べている。

託児所の設備については、鐘ヶ淵紡績東京工場の場合をみとみると、⁽⁶⁾ 8畳の乳児の部屋には5つほどのハンモックが吊してあり、2部屋の襖をはずした16畳の遊び部屋には、めぼしいおもちゃなどひとつもなく、オルガンもなく、絵本がほんの少しあるだけといった極めて貧弱なものであった。しかも、専門の保母はおらず、近所や会社の雑役をしていた年配のおばさん達が子供の世話をするという程度で、福祉的配慮さえ極めて不十分なうえ、幼児教育らしいことは一切行われていなかった。大企業鐘紡にしてかかる状況であったことから、他の工場付設託児所の実態も容易に推測されよう。託児所の諸経費については、工場がすべて負担し無料を原則としていた。ただし、なかには⁽⁷⁾ 間食費だけを徴収する工場もあった。

託児所の利用状況については、富士紡小山工場の調査（1919年12月14日）によると、満5歳以下の幼児を有する女工288人（通勤女工総数の18.7%）の幼児359人のうち、託児所に預けられているのは40.4%で、半数弱の幼児は、依然として家庭に置かれ、家族（年寄りや子供）がめんどうをみていた（第4表参照）。1922年から30年の間に2人の子供を鐘紡の工場付設託児所に預けて働いた山下サダは、「子供はただで面倒みてもらえ

第4表 富士紡小山工場通勤女工の託児状況

託児所に預け居るもの	145人 (40.4%)
他へ預け居るもの	46人 (12.8%)
自己の家庭におくもの	116人 (32.3%)
家庭に置き授乳のみ工場にてなすもの	46人 (12.8%)
産褥中のもの	6人 (1.7%)
合計	359人 (100.0%)

(注)1 協定会『紡績業労働事情』(1919年12月14日調査)による。
2 満5歳以下の幼児に限定。

注(5) 杵淵義房編『本邦社会事業』(冬夏社、1921年) 213頁。

(6) 上笙一郎・山崎朋子『日本の幼稚園』(理論社、1965年) 132～135頁。

(7) 1321年、東京府下の工場付設託児所12ヵ所のうち6ヵ所は無料で、残りの6ヵ所は間食費として2～6銭を徴収していた(東京府社会事業協会『東京府社会事業概観』3、1922年、56頁)。

たが、そのため母親たちには、すこし遠慮があったようですね」と語っており、託児所に子供を預けるのは、家庭や近所で子供を世話してくれる人がいない場合に限られていたといえよう。

次に、官営工場の付設託児所⁽⁸⁾について、1921年に設置された専売局蔵前工場の例でみてみよう。同託児所は、乳児は受託しない方針で、33年託児数はわずかに10名であった。託児所の様子は、「此處が託児所ですと扉をあけると今迄の機械の騒音とは全然別な世界、静かな託児所風景がひらける。採光の好い明るい部屋、壁にはりつけられた兵隊さん、寄木模様のツルツルした床、玩具の様な小ちゃいイス、ゆったりとしたベットに十人位の子供がねむって居る」という状態であった。託児所は新しく建ったばかりで、当時としてはかなり立派なものであったことがうかがわれる。しかしながら、当時、同工場には1,200人の女工が就業しており、その平均年齢は27歳で大半は既婚労働者であったことからすると、極めて低い利用率であったといえる。

かくして、工場付設託児所は、婦人労働者の増加に対応して大企業および官営工場でのみ設置されたものであり、あくまでもその意図は婦人労働者の確保と労働能率の増進を狙いとするものであった。とくに、1916年の工場法施行後は、工場主は就業時間制限を休憩時間の短縮で補填しようとしたため、工場の敷地内に託児所があることは母親の授乳時間の短縮につながり、工場主にとっては都合のよいものとなった。

しかしながら、1927年の金融恐慌から30年の世界恐慌という不況の嵐のなかで、合理化が進行し多くの既婚婦人労働者がまっ先に減首されたため、工場付設託児所の多くは閉鎖された。東京モスリン紡績、鐘ヶ淵紡績なども、この時期あいついで託児所を閉鎖した。ここに当時の工場付設託児所の労働力政策・生産政策的性格が端的に浮きぼりにされている。

2. 保育政策

政府は、第1次世界大戦後、社会問題の拡大により、その対応策に本格的に取り組まざるをえなくなつた。児童保護も国家による社会問題対策として把えられ、取り組みも本格化してきた。1917年、内務省地方局に新設された救護課がこの問題を所管事項としたのをはじめ、翌年には、内務大臣の諮問機関として設置された救済事業調査会が、調査8事業の1つに児童保護事業をとりあげた。なかでも、嬰兒保育・貧児教育・児童虐待防止の3項目は急施希望とされ、乳幼児の保育施設の設置が促された。そして、20年には急施項目の実行のため、行政機関の拡大・強化が要請され、新たに社会局が設置され、児童保護事業は所管事項の1つとして重要視されるにいたつた。とくにこの時期において画期的なものは、公立託児所の誕生であった。1919年大阪市に鶴町第1託児所が設置されたのを嚆矢とし、20年には京都、21年には東京、22年には神戸と相次いで大都市のスラムに公

注(8) 上笙一郎・山崎朋子『前掲書』、134～135頁。

(9) 東大セツルメント託児部「託児所訪問記」(『児童問題研究』第1巻5号、1933年11・12月合併、57頁)。

昭和初期の無産者託児所運動

立託児所が生まれた。しかしながら、保育に関する国家レベルの規程は、1900年の「小学校令」と「同施行規則」、26年の「幼稚園令」にみられる幼稚園に関するもののみで、何ら存在していなかった。これに対し、大阪・京都・東京・神戸の場合、公立託児所の開設にともないその利用を規定した「託児所規定」を制定した。以下、東京市を例にとって、地方レベルでの取り組みについてみてみることにする。

東京市の場合、1919年に設置された社会局の指導のもとに、21年10月に本所区の細民街に設立された江東橋託児所がその最初のものであった。次いで、23年2月には深川区に富川町託児所が開設されたが、同年9月の関東大震災によって2か所とも焼失してしまった。だが、この大震災を契機として、公立託児所の設置は促進されていき、24年に市当局は、上記2か所のほか相次いで託児所を開設した。さらに、26年には、帝都復興事業の1つとして託児所建設（14か所）が計画されるに及んで、公立託児所数は24年の5か所から11か所へと一挙に増大した。しかしながら、同託児所の目的が「少額収入者」を対象とし、その「就業上の繁累を脱して、生産能力の増進をはからしむるとともに、児童をとおして家庭を改善する」⁽¹⁰⁾にあったため、設置地区は、深川・本所などの市内の一部「細民」地区に限定されており、全市に及ぶものではなかった（第5表参照）。

託児所の運営については、1921年5月、「東京市託児保育規定」が制定され、それに基づいて行われていた。同規定の内容は、(1)受託児の資格（市内居住者の学齢未満の幼児および生後6か月以上の乳児）、(2)保育内容（一般幼稚園の課程に準じ、遊技・唱歌・談話・手技）、(3)受託時間（4月1日～10月31日は午前5時～午後6時の13時間、11月1日～3月31日は午前6時～午後6時の12時間）および休日（各月の1日、15日と1月1日～3日）、(4)保育料の徴収（1日2銭、ただし事情によっては減免有）、(5)委託申込みの方法および中止の届出義務、(6)委託拒絶の事由、(7)保護者会の開催（毎月1回、随時相談には応じる）などであった。

一方、託児者については次のような心得がつけられた。

- 一、託児場は働くために子供の世話ができない人に代ってその世話をするところでありませう。
- 一、子供の預り料金は、1人につき金2銭ですから毎朝児童登場の際お持ち下さい。
- 一、子供をお頼みになった以上は充分お働き下さい。また子供の躰や衛生のことに就てはよく御注意下さい。

このように、当時、公立託児所は、乳幼児が足手まといになり充分働けない貧しい母親を助けるための貧民対策として扱われており、あくまでも家庭の補足的なものであった。従って、委託者がその権利として公立託児所の設置を自覚し、要求するにはほど遠いものであった。

ところで、1930年に日本を襲った世界恐慌の影響は甚大であった。両親の失業・就職難等による生活苦や生活破壊の深化は、親子心中あるいは欠食児童の増加という児童への悲惨な影響を生み出

注(10)『東京市社会局年報』大正9年。

した。なかでも欠食児童問題は深刻で、東京市内の公立託児所では、1,083名の託児のうち弁当を持ってこない託児が実に半数以上の591名にも達しており、弁当を持ってきても、おかずのないものや、わずかにたくあんや焼味噌のようなものを持ってくる託児がほとんどという状況であった。⁽¹¹⁾

このような深刻な状況に対し、政府は、人的資源の確保あるいは拡充という意味から、児童保護事業に積極的に取り組まざるをえなくなっていた。1932年には、欠食児童対策として学校給食事業が始められた。また、貧困児童対策としては、施設での院内養育、不就学児童対策事業への着手、さらに33年には、不況下で著しくなってきた子殺しや児童虐待に対し、「児童虐待防止法」、37年には生活苦による母子心中の激増に対し「母子扶助法」も制定された。

この間、託児所数は、公立・私立を問わず急速に増加し(第6表参照)、託児所に対する法的保障を望む声次第に強くなってきた。1926年12月の第1回全国児童保護事業会議では、幼稚園と託児所の関係について文部省と内務省の見解が問われ、文部省が幼稚園による幼児保育の一元化を主張したのに対し、内務省は幼稚園と保育所との二元化を主張した。これに対し、同会議では両者を一元化していくために、「幼稚園令」への修正意見が提案され、決議された。⁽¹²⁾

しかし、その後、社会事業関係者の間では、次第に内務省の考え方が支配的になっていった。30年11月の第2回全国児童保護事業会議では、3歳未満の乳幼児を対象とした託児所令制定の具体的私案が、東京府社会事業協会の岡弘毅によって提案され採択された。また、32年11月の隣保事業並保育事業協議会では、「託児所令」を速やかに制定しその筋へ建議することが決議され、さらに34年6月の第3回児童保護事業大会においても、同令制定促進のための提案がなされた。

第5表 東京市内区別公立託児所数

年次	本所	深川	浅草	下谷	京橋	その他	合計
1921年	1						1
1922年	1						1
1923年	1	1					2
1924年	1	1	1	1	1		5
1925年	2	4	1	1	1		9
1926年	3	5	1	1	1		11
1927年	2	4	1	1	1		9
1928年	1	4	1	1	1	1	9
1929年	1	4	1	1	1	1	9
1930年	2	4	1	1	1	3	12

(注) 1 『東京市社会局年報』より作成。

2 年度内に廃止分も含む。

第6表 託児所(保育所)数と託児(保育児)数の推移

年次	託児所(保育所)数			託児(保育児)数
	公立	私立	計	
1913年	0	25	25	—
1919年	5	72	77	—
1922年	15	84	99	5,018
1924年	—	—	147	18,497
1926年	65	228	293	20,768
1929年	101	318	419	48,509
1931年	118	449	567	59,475
1933年	167	467	634	48,192
1936年	163	711	874	—
1940年	304	1,218	1,522	114,050

(注) 1 『日本労働年鑑』、『日本社会事業年鑑』より。

2 工場付設託児所や農繁期託児所は含まれていない。

注(11) 森田三郎「欠食児童問題」(『新興教育』第3巻4号, 1932年, 21頁)。

(12) この決議に対して、社会事業従事者の中から、託児所の機能を分解して強いて「幼稚園令」に包含しようとするのは、託児所を解散すべしという主張であるという批判があった(江東社会事業協会『社会事業の權威の為に—託児所擁護運動』1927年, 7頁)。

昭和初期の無産者託児所運動

このように、社会事業関係者による積極的な託児所令制定のための動きがあったが、「幼稚園令」に託児所的機能をあわせて持たせようとした文部省と、託児所令を別に制定しようとした内務省との間の交渉は一致をみず、⁽¹³⁾ 託児所令制定には至らなかった。

かくして、保育所は、1947年の「児童福祉法」制定まで政府による法的保障は存在せず、幼稚園の付属物としての位置を超えることは出来なかったのであった。

3. 民間の保育活動

わが国における保育実践は、幼稚園が中流以上の家庭の子弟を対象としているのに対して、まず宗教的・教育的・人道主義的立場から、都市スラム街の貧民の幼児を対象として始められた。1900年野口幽香・森島峰によって東京麴町6番町に開園した二葉幼稚園（15年二葉保育園と改称）、1919年石井十次によって大阪愛染橋に開所した愛染橋保育所、1913年小石川区久堅町に開所した桜楓会託児所などはその端緒であった。当時、東京・大阪などの大都市には下層社会の典型であった貧民窟があちこちに散在しており、そこでは多数の労働者が景気の変動などにより極めて不安定な生活

第7表 東京府内区別私立保育所（託児所）数の推移

年次	四谷	浅草	北豊島	下谷	南葛飾	本所	その他	合計
1900年	1							1
1912年	1	2					1	4
1913年	1	3	1				1	6
1914年	1	3	2	1			1	8
1915年	1	3	2	1			1	8
1916年	3	3	3	1			1	11
1917年	3	3	3	2	1	1	1	14
1918年	3	3	3	2	2	2	4	19
1919年	3	3	4	2	2	2	6	22
1920年	3	4	5	2	1	3	7	25

(注) 1 社会局二部『社会事業統計要覧』(1922年)、東京府社会事業協会『東京府社会事業概覧(3)』(1922年)より作成。

を強いられていた。その上、そういった労働者の下では足手まといになる子供たちが多数放置されたままであった。かかる状況に目を向け、子供たちを保護しようとして始められたのが上述の民間による保育事業であった。これらは、いずれも着実な成果をあげ、その後、その数を増やしていった(第6表参照)。とくに第1次世界大戦期のインフレーション、戦後恐慌による窮乏化の進行は、都市において急増した細民の子供たちを対象とした保育事業を活発なものにした。東京においては、北豊島・浅草などを中心に、1915年から20年の5か年間に、宗教団体・慈善団体運営の民間託児所数(工場付設託児所を除く)は、約3倍にも増大した(第7表参照)。

しかしながら、これらの保育事業は、第1次世界大戦およびロシア革命の成功を契機とした労働

注(13) 中央社会事業協議会『全国隣保事業並保育事業協議会報告書』1932年11月。

運動・農民運動・社会運動の高揚のなかで、もはやこれら民間篤志家の私的な慈善救済だけでは対応しきれなくなっていた。とくに、1918年8月3日、富山県下の1漁村に端を発した米騒動は大都市にも波及し、多くの都市細民層をまきこんだ。政府は、このような社会不安の状況に対し、労働運動・社会運動対策の強化のほか、福祉的側面でも「慈恵的」政策をこえた「社会事業」を押し進めざるをえなくなった。公立託児所の誕生もまさにそのあらわれの1つにほかならなかった。19年大阪に設立されたのを嚆矢とし、京都、東京、神戸と相次いで公立託児所が大都市のスラムを中心に誕生した。

一方、この時期、保育界においては、大正デモクラシーとともに台頭した新教育運動の影響を受けた新しい保育実践が開始されつつあった。これは、従来の恩物主義的な保育方法から、子供の個性・自発性・創造性を主張した児童中心主義的な保育方法への新たな転換をはかるものであった。成城幼稚園や橋詰良一の「家なき幼稚園」が、まさにその試みであった。しかしながら、いずれも高額な保育料を必要としていたため、明らかに中流以上の家庭の子供を対象としており、その点では、従来の幼稚園教育のわくを出るものではなかった。

このような保育実践に対し、明らかに労働者階級の立場にたつ保育運動が、昭和初期になると登場してきた。前述の丸山千代の西窓学園、奥むめおの婦人セツルメント託児所、東京帝国大学セツルメント託児部などがそれであった。これらは、労働者階級の階級意識の高揚を背景に、従来の母子一体観の限界をこえ、育児の社会化を婦人の解放および幼児の社会的教育の重要な手段として把握するものであった。いわば労働者階級の保育要求の実現をめざす運動であった。そこでは、子供に社会性を備えさせるための集団主義的保育方法が重視されるとともに、託児所経営への両親の参加が積極的に取り組まれた。なかでも母親の社会的自覚を促すことが運動の重要な課題として意識され、「母の会」の組織化がはかられた。これらの運動は、まもなくして、「勤労無産階級の立場」より、「労農救援の任務を果し解放戦線の一翼に参加す」とうたった無産者託児所運動によって、より一層明確に意識されるようになっていく。

II 無産者託児所の成立

戦前の日本労働運動史上において、婦人労働者による保育所要求、とりわけ組織的要求はそれほど見出すことはできない。これは、労働者・労働運動による福祉の問題への全般的な無関心のほか、第1には、婦人労働者の圧倒的部分が若年かつ未婚の労働者であったこと、第2には、その労働者の地位や条件が前近代的な労働関係のもとで、低賃金、長時間労働、そして専横的な労務管理に代表される劣悪なものであったため、婦人労働者の要求が、自覚的・組織的なものにならず、ま

ず不満の表明と自己の生命の維持にむけられたことにも基因している。

昭和初期の無産者託児所運動

日本における婦人労働者の要求は、歴史的には、「低賃金・長時間労働」への反対と、拘禁的な寄宿舍制度に代表される前近代的労働関係の撤廃とで幕をあげた。その後、婦人労働者が労働組合へ組織化されていくなかで、婦人独自の要求も少しずつ拡大していった。前述のように、1919年の大日本労働総同盟友愛会の大会では、「主張」20項目のなかに、「男女同一労働同一賃金制の確立」、「最低賃金制の確立」、「夜業の禁止」、「婦人工場監督官制度の設置」、「内職労働の改善」などの婦人の要求がかかげられた。つづいて、25年には、日本労働組合評議会が婦人労働者の要求を明確化した「婦人部協議会テーゼ」を作成した。そこでは、前近代的な労働関係に対する要求、男女平等要求に加えて、「産前産後各8週間の休養及び期間中の賃金全額支払」、「乳児を有する婦人労働者には、3時間毎に30分以上の授乳時間を与える」などの母性保護と育児がはじめて独立した要求としてかかげられた。そして、27年にいたると、評議会の5法律獲得闘争で、「婦人青少年労働者保護法」が前面に押し込まれ、その要求のなかに「完全なる授乳室及び託児所の設置」がかかげられるにいたった。ここに一般的な母性保護や育児の要求のみでなく、労働組合のスローガンとして初めて「保育所」要求があらわれたのである。しかし、その後、労働組合による保育所要求は、1929年の日本労働組合全国協議会の行動綱領修正案で、「公費による助産院、託児所獲得のための闘争」、「乳児を有する婦人労働者の授乳時間並に工場内授乳所設置のための闘争」があげられるのみで、運動の中により具体化された政策としてはあらわれてこない。このことは、1928年の治安維持法の改悪により、評議会の解散、それに代わる組織である全協の事実上の非合法化など厳しい弾圧のもとで、保育問題に熱心に取り組んだ左派の労働運動が大きな後退を余儀なくされたためであった。

その後、婦人による保育所要求は、昭和恐慌下、広範に展開された合法無産婦人団体の運動のなかで展開されていくことになる。1929年10月、アメリカのウォール街に端を発した昭和恐慌は、日本経済をかつてない危機に陥れた。あいつぐ企業倒産、事業縮小により都市には失業者があふれる一方、賃金切り下げ、労働強化も強行されるなど労働者の生活は極度に窮迫していた。このような大恐慌下での労働者の生活破壊は、当然その家族生活をも破綻へと追いやった。親子心中、娘の身売り、欠食児童などの「児童問題」が深刻な社会問題となるなど、婦人や児童を取りまく問題は一層広範に、かつ深刻化したのである。これらの問題をふくむ婦人たちの生活防衛の要求は、無産婦人団体の運動のなかに反映されていった。従って、運動は電燈・ガス料金などの値下げをはじめ医療、保育、住宅問題など広範囲にわたり、かつ具体的な内容をもって展開された。保育所要求については、無産婦人同盟、社会民衆婦人同盟・社会大衆婦人同盟がそれぞれ無料託児所の設置を政策としてかかげたことが注目される。⁽¹⁴⁾ 評議会—全協の左派系からのみでなく、中間派、右派系からも保育所要求が提起されたからである。そして1933年の無産婦人大会では、「無料託児所即時設置に

注(14) 大原社会問題研究所『日本労働年鑑』昭和5～8年版。

関する件」が審議され、その要求が可決されるにいたった。⁽¹⁵⁾

このように昭和恐慌後、合法無産婦人団体は婦人の保育所要求を政策の1つとしてかかげたが、無産者自身の手になる無産者階級のための保育所設立という考えには未だいたっていなかった。

一方、この時期、教育界においても恐慌の影響は深刻であった。教師への賃金不払い、賃金切り下げ、減首、不意転などにより教師自身の生活が脅かされると同時に、児童たちも欠食児童問題に代表されるように生活権、学習権が極度に脅かされていた。このような状況は、進歩的な教師たちに組織化を促した。1930年8月新興教育研究所(略称「新教」)、同年11月日本教育労働組合(略称「教労」)が結成された。とくに前者の「新教」は、労働者・農民のための教育を建設する教育研究組織として創立され、同研究所内には学齢前児童の教育に関する研究会も設置され、乳幼児の教育問題が熱心に取り上げられるようになった。ソビエトの学齢前児童に関する教育も同研究所が中心となり紹介につとめ、その理念、状況が生き生きと伝えられた。⁽¹⁶⁾当時のソビエトの婦人や社会的に保護された子供たちの様子は、婦人労働者や保母たちに大きな刺激と目標を与えた。その結果、「新教」の学齢前児童研究会では、無産者のための託児所設立という実践に向かう気運が高まっていた。

鈴木俊子を中心とした同研究会は、労働組合、文化団体、進歩的文化人に呼びかけを行い、1931年10月、大崎無産者診療所内に「無産者託児所設立準備会」(以下、「準備会」と呼ぶ)を設立した。彼らは、「設立趣意書」⁽¹⁷⁾のなかで、恐慌下の産業合理化によって無産者の生活は極悪の状態にあるため、一致団結してお互いの生活を守らねばならないとした上で、無産者託児所の必要性を次の3点に求めている。(1)無産者階級の生活防衛のための闘争に安心して参加できること。(2)日常的にも自分達の託児所に預けておけば安心できること。(3)恩恵の欺瞞的託児所は、ほんの少数の失業者の子供を預かることで、無産者階級の階級意識を眠らせようとしていること。このような意味を確認した上で、未来をもつ無産者階級の子供のために、我々無産者の立場にたつ託児所の設立に1人残らず協力しようではないかと呼びかけた。そして「綱領」で、

- 1.我等は一切の反動的欺瞞的託児所を絶対に排撃する、
- 2.我等は勤労無産階級の立場より児童保育の公正を期す、
- 3.我等は無産者託児所の設立によって労農救援の任務を果し解放戦線の一翼に参加す、

と決意を述べた。

呼びかけに応じたのは、東京交通労働組合、日本労農救援会、日本プロレタリア文化連盟加盟の各文化団体、日本無産者消費組合連盟、関東消費組合連盟、無産者医療同盟、借家人組合、ソビエ

注(15) 大原社会問題研究所『日本労働年鑑』昭和9年版、373頁。

(16) 機関誌『新興教育』を通じて、ソビエトの婦人や子供の様子がいろいろ紹介されていたが、ソビエトの学齢前児童の教育については、すでに山下徳治『新興ロシアの教育』(鐵塔書院、1929年)で紹介されていた。

(17) 大原社会問題研究所『日本労働年鑑』昭和8年版、693~694頁。

昭和初期の無産者託児所運動

ト友の会などと、勝目テル、河崎なつなど進歩的知識人50余名であった。彼らの賛助のもとに、託児所設立の準備は進められた。1931年11月、まず府下荏原郡桐ヶ谷に荏原無産者託児所が開設された。同託児所は、高山絹子が自宅で個人的にストの犠牲者や闘う労働者の子供を預かるのが目的で託児所開設の計画を進めていたものに、「準備会」が積極的に援助し開設したものであった。その後、無産者託児所運動はさらに進められ、32年3月には府下南葛飾郡亀戸町に亀戸無産者託児所、⁽¹⁸⁾4月には同郡吾嬬町に吾嬬無産者託児所が開設された。

III 無産者託児所の活動

1. 運営

無産者託児所は、父母の会、賛助員会、従業員会の各会から選出された委員で構成される託児所委員会によって運営された。父母の会は託児の父母をもって、賛助員会は、毎月一定の金額を納めて託児所を援助する維持会員およびその他の後援者より構成されており、「準備会」に加わった団体、文化人も加わっていた。従業員会のメンバーで実際日々の活動に携わった保母達は、日本教育労働者組合の組合員、あるいは雑誌『新興教育』や『働く婦人』の読者であることを理由に職場を追われた女教師、保母、それに解放運動犠牲者の妻や母などであった。荏原では元小学校教師で「教労」の活動家である宮本智恵子、亀戸・吾嬬では犠牲者の家族で赤色救援会で働いていた鈴木俊子と伊藤よしえがそれぞれ主任保母として、中心的役割りを担っていた。彼女たちは、「会計、⁽¹⁹⁾育児上の相談、色々生活の問題の起こっている家庭の訪問、或は母親たちの相談の訪問」、さらには労働組合の争議への支援など、献身的精力的に活動した。保母たちは、働く婦人の生活を守ること、働く婦人の解放を保障する新しい社会を建設することを自分達の任務と考えた。その上で、子供たちこそ未来の希望であることを確信していたのである。

無産者託児所の財政的基盤は、維持会費（1口2円）、1日5銭の託児料、普通会员費（託児所の経営に賛成している母親から出してもらった金）、その他の寄付などであった。経営は常に苦しく、保母は行商などの仕事をすることもしばしばであった。⁽²¹⁾従って、保母たちは食べるだけでほとんど1文ももらえず、1円か2円もらえればよい方だという無給に近い状態であった。⁽²²⁾ところで3か所の無産者託児所（荏原・亀戸・吾嬬）は、それぞれ独自に運営されていたが、1932年7月、日本労農救援

注(18) その後、城西消費組合内に城西託児所設立準備会が設置され、託児所設立のための活動が行われていたが、開設にはいたっていない（「城西託児所設立についてみなさまの御援助を願ふ」1932年7月2日）。

(19) 鈴木俊子は鈴木安蔵氏夫人で、当時、夫は学連事件の控訴審判決が確定し、入獄中であった。伊藤よしえもむすこ憲一が共産青年同盟中央委員として活動中治安維持法違反で逮捕されていた。

(20) 鈴木俊子「亀戸無産者託児所記」（『婦人の友』1933年、6月号）。

(21) 浦辺史『日本保育運動小史』（風媒社、1969年）20頁。

(22) 「託児所訪問記」（『児童問題研究』第1巻4号、1933年）。

会（以下、労教と呼ぶ）に児童部が設置されたのを契機に、労教児童部（8月には児童救援部に名称変更）の事業として統一的に運営されることとなり、7月25日には「託児所合併・労教児童部活動方針書案」が発表された。⁽²³⁾ 初代部長は労教の書記で「準備会」の書記も兼任していた錦光山雄二、2代目は新興教育研究所のメンバーで教育・児童問題に深い理解をもつ川崎大治であった。⁽²⁴⁾ しかしながら、このことは労農救援会によって、無産者託児所の経営が資金面で保障されたということではなく、経営は相変わらずそれぞれの無産者託児所にまかされたままであった。

受託児については、生後1か年より学齢までの勤労無産階級の児童で、保育時間は原則として午前7時より午後6時までの11時間であった。しかしながら、実際には、夜の明けきらないうちから母親に連れてこられる子供や、保母たちが夕飯を終わってもまだ迎えに来ない子供を預かるなどの長時間保育が行われていた。⁽²⁵⁾ 休日は第1、第3日曜日とされたが、家庭の都合により休日でも受託可能とするなどの配慮もなされていた。

受託児数は、荏原無産者託児所では開設当時、19人（男9人、女10人）で、保護者の職業は、工場労働者10人、失業者3人、石工1人、小商店主1人、その他4人という内訳であった。⁽²⁶⁾ 亀戸無産者託児所の場合、開設後約4か月目に在籍者は100人以上に達しており、毎日40～50人の子供が受託されていた。⁽²⁷⁾ 子供の父兄は労働者が大半で、母親はたいてい個人工場で働いていたが、失業者の子供も相当数含まれていた。⁽²⁸⁾ 吾孀無産者託児所の場合も常時40～50人の子供が受託されていた。⁽²⁹⁾ 子供の父兄については明らかでないが、同地区が亀戸と同様に江東の工場地帯であることからして、大半が最下層の労働者で失業者も相当数いたと思われる。このように3か所の無産者託児所は、それぞれの地区の無産者の切実な保育要求に応えながら、受託児数を次第にふやしていったのである。

2. 保育内容

無産者託児所運動は、当初は「新教」の学齢前児童研究会のメンバーが主軸となっていたため、

注(23) 1931年10月、労働者農民勤労大衆の自然的経済的災害、貧困及び経済的政治的闘争の救援を目的として、日本赤色救援会とは別に日本労農救援会準備会が設立された。同準備会はその規約において無産者託児所の設立を掲げ、32年3月新活動方針書のなかでは、労教の任務として無産者託児所の設立を発表し、同託児所設立は労教の活動の重要な柱となっていた。7月25日に発表された「託児所合併・労教児童部活動方針書案」では「託児所は労教の支部が経営し、これが維持費は労教本部の会計より支出する。託児所の活動は、労教児童部から方針を与える。尚託児所は家庭と密接なる関係を保つため母の会を組織しているが、益々強くなるものにして託児所委員会を運営組織することが必要である」と述べている（『特高月報』1932年7月分）。

(24) 関東消費組合婦人部長の勝目テルは無産者託児所設立のために奔走するが、1932年7月「準備会」が労教児童部に解消されたのを契機に、本来の婦人部長の仕事に専念していった。川崎大治は1932年の秋ごろから児童救援部長として労教の活動に参加した（錦光山雄二氏からの聞き取り）。

(25) 黒滝マコト「無産者託児所の成立と活動」（『保育の友』第8巻1号、1960年1月）16頁。

(26) 野少荘吉「無産者託児所に就て」（『働く婦人』1932年2月号、93頁）。

(27) 「無産者託児所訪問記（亀戸託児所の巻）」（『教育新聞』1932年7月28日付）。

(28) 同上。

(29) 勅使千鶴「前掲論文」、27頁。

昭和初期の無産者託児所運動

プロレタリア教育運動の一環として位置づけられていた。従って、同運動はそれまでの「恩恵的欺瞞的託児所」の保育のあり方を批判し、勤労無産階級の立場にたつ保育を行うことを目的としていた。そこには、子供たちをプロレタリアの子供らしく育てたいという視点が及ぼされ、平等な集団的訓練や身体的・精神的訓練を重視した保育が行われた。保育内容・方法については、3つの託児所の保母や東大セツルメント託児部、西窓学園、子供の村保育園、桜楓会などの有志保母によって、働く母親たちの要求を満たすゆきとどいた保育を目標とする共同研究が、十分なものではなかったが徐々に行われていた⁽³⁰⁾。しかしながら、現実には、保育設備は貧弱であり、また相次ぐ保母の逮捕による手不足は、残った保母に長時間過重労働を強いることになった。その結果、無産者託児所運動を担った人々が目標としたソビエトの就学前教育の成果を土台にした新しい保育実践はなかなか実現しえなかった。さらに、当初は、プロレタリア教育運動や解放運動を意識するあまり、「階級意識の早急でかつ観念的な注入⁽³¹⁾」も行われていた。しかし、そのようなやり方は、地域の父母からは受けいれられるところとはならず次第に改められていった。

このように無産者託児所運動を担った人々の保育理念と保育実践との間には、少なからぬギャップが存在していた。しかし、この運動の基本理念は、集団的訓練を重視する共同保育の理念へと受け継がれていくのである。

3. 運動の広がり

無産者託児所運動においては、託児所と受託児の父母、地域の労働者、他の生活擁護運動、維持会員および後援者である進歩的知識人の間で結びつきがあったことが特筆される。

とくに母親の自主的な組織である「母の会」は、託児所を守るために大きな役割りを果たした。同会は、託児所の設備の改善に積極的に参加したのをはじめ、人手が足りない時の手伝い、保育内容への注文（階級意識の注入保育批判）、移転反対運動（亀戸）なども行い、次第に託児所との運営面での結びつきを強めていった。託児所への弾圧に対しては母親は立ち上がり、荏原無産者託児所では、逮捕された保母を返せと大崎警察署に押しかけていった⁽³²⁾。このような母親の無産者託児所への支持・援助は、同託児所への弾圧が強まるなかで、保母たちにとっては大きな支えであった。

さらに、父母のわくをこえた地域の労働者との結びつきもあった。当時、亀戸・吾嬬地区は、江東の工場地帯で多くの婦人労働者が雇用されていた。しかしながら、1930年の昭和恐慌の影響によ

注(30) 管・海老原編『日本教育運動史』3、(三一書房、1960年)214頁。

(31) 浦辺史『前掲書』20頁。

(32) 「無産者の母と保母の座談会」(『新興教育』1932年3月号、44~45頁)、東大セツルメント託児部「託児所訪問記」(『児童問題研究』第1巻4号、1933年、58頁)、鈴木俊子「託児所に働いた経験」(『婦人の友』1933年6月号、114頁)、荏原無産者託児所「子供の家」第3号(1932年3月7日)、「労教ニュース」第8号(1932年12月10日発行)などによる。

(33) 「大崎署ヘデモ-荏原託児所の母親達」(『教育新聞』1933年3月14日付)。

り不況が深刻化したため、解雇、強制帰休、賃金引き下げなどの事態が進行し、多くの工場では労働争議が相次いでいた。このような状況は、安心して子供を預けることのできる託児所への期待を大きなものにしていった。その上、恐慌下での工場付託児所の閉鎖も、託児所への期待を大きなものとしていた。⁽³⁴⁾ また、当時、亀戸・吾嬭地区には東京市電の車庫があり、多くの市電労働者が住んでいたため、東京交通労働組合のストライキの際には、無産者託児所は組合員の子供を預かることも含めた積極的な支援を行った。⁽³⁵⁾

その上、この時期に活発に展開した無産者医療運動や消費組合運動などの生活擁護運動からの積極的な援助もみられた。これらの運動は、いずれも昭和恐慌のもとで、生活破壊に追いやられた無産者が自らの手で生活を守ろうという生活要求に根ざした運動であり、無産者託児所運動とは理念を1つにするものであった。具体的な結びつきとしては、(1)「無産者託児所設立準備会」が大崎無産者診療所内に設けられ、その後もそれぞれの無産者託児所は近くの無産者診療所から子供の健康管理をはじめとし多くの援助を受けていた、(2)荏原無産者託児所は、落合消費組合の高山絹子が中心になって設立され、⁽³⁶⁾ その後も「準備会」の支部が柳島・城西の各消費組合内に設置されるなど、⁽³⁷⁾ 消費組合の婦人部が中心になって託児所設立のための活動が進められていった、(3)吾嬭無産者託児所は、関東消費組合婦人部長であった勝目テルの斡旋により労農救済会から資金援助を受け開設に⁽³⁸⁾ いたった、(4)1932年7月、日本労農救済会に児童部が設置されたのを契機に、無産者託児所は児童部(8月には児童救済部となる)の事業として運営され、その初代部長に労救事業部の書記であり「準備会」の書記も兼任していた錦光山雄二が就任した、などの点であった。当時、これらの運動が結びつくことは決して容易なことではなかった。しかし、そのような困難のなかで結びつきを持ったところに、この時期の無産者託児所運動の積極性をみてとることができる。

加えて、進歩的知識人からも、維持会員あるいは後援者として、資金面で多くの援助を受けていた。河崎なつ、中条百合子、神近市子、長谷川時雨、大宅荘一、羽仁説子など約50人が「設立準備会」の呼びかけに応じた。なかでも当時、文化学院の教頭であった河崎なつは、池田種生(新興教育研究所員)に依頼されて、匿名で3か所の託児所にそれぞれ150円という多額の寄付をしていた。⁽³⁹⁾

このように、無産者託児所運動は、父母および地域と密接な結びつきをもって展開し、広範な団体や個人によって、運動の面でも資金の面でも支援されていたのであった。

注(34)「無産者託児所設立準備会ニュース」第3号(1932年2月20日)。

(35)「労教ニュース」第8号(1932年12月10日)。

(36) 勝目テル『未来にかけた日日』前編、(平和ふじん新聞社、1961年)221頁。

(37)「江東無産者託児所設立準備会ニュース」第2号(1932年2月11日)、城西託児所設立準備会「城西託児所設立についてみなさまの御援助を願ふ」(1932年7月2日)。

(38) 穴戸健夫「無産者託児所の誕生事情をめぐって」(『保育の友』第8巻1号、1960年1月、17頁)。

(39) 池田種生『プロレタリア教育の足跡』(新樹出版、1972年)192頁。

IV 無産者託児所の崩壊

未来を持つ無産階級の子供のために、無産者の立場にたつ保育を実践した無産者託児所の歴史は長くは続かなかった。

昭和恐慌下、浜口内閣の合理化政策は、国民各層の生活を破綻の危機に陥れた。そのため、守勢ながら労働者を中心に各層が生活防衛の闘争に立ち上らざるをえなかった。労働運動、農民運動、都市小ブルジョアジーなどの市民の生活防衛闘争が、実際に広範囲に噴出した。とくに労働運動では、従来、表舞台にたつことのなかった繊維産業で、婦人労働者の必死の闘いが展開された。1930年には、「温情主義の牙城」といわれていた鐘ヶ淵紡績株式会社でのストライキ、東洋モスリン株式会社亀戸工場でのストライキなど大規模な労働争議がおこった。農村では、農業恐慌が本格化し、未曾有の窮乏化のなかで、小作貧農の生存権をかけた激しい小作争議が激増していた。さらに都市における市民層も、家賃・地代・電燈・ガス料金値下げなどの生活防衛闘争に立ち上がり、それは急速に全国的盛り上がりを見せ展開していった。

このような状況は、すでに新教育運動の経験をもつ教育界にも敏感に反映した。プロレタリア教育運動の活発な活動がそれであった。「新教」の創立、「教労」の結成によって、プロレタリア教育の研究、啓蒙、宣伝活動と教育労働者の組織拡大がはかられた。

これら一連の運動の高揚に対して、政府は弾圧、統制を加え運動の壊滅をはかった。無産者託児所運動を支えた「新教」への弾圧も次第に強化されていった。機関誌『新興教育』の連続的発禁、指導的メンバーの相次ぐ検挙によって、同研究所の合法性は実質的に剝奪されていった。とくに1932年秋以降の「新教」への弾圧は、無産者託児所の保母の相次ぐ逮捕と託児所自体への弾圧へと進んでいった。33年2月には、「新教」の直接的支持勢力であった全協に対する大弾圧が行われ、「新教」は組織的に壊滅状態に追いやられた。ついに、同年8月、活動家の最も多かった荏原無産者託児所が運営不能になり閉鎖に追いこまれた。つづいて翌34年2月には、亀戸・吾嬬の両無産者託児所が閉鎖に追いこまれ、無産者託児所はわずか2年余の短い歴史を閉じた。ちょうどこの時期、日本プロレタリア文化連盟や日本プロレタリア科学同盟の中央にも大弾圧が加わり、新興教育運動そのものも解体していった。

しかしながら、無産者託児所の閉鎖ののち、その民主的遺産は、吾嬬無産者託児所の主任保母だった伊藤よしえが中心になって同所に設立した城東託児所によって受け継がれた。同託児所は、1934年5月、東大セツルメントや進歩的知識人の援助のもとに設立され、国家総動員体制へと進む厳しい状況のなかで、吾嬬の労働者と子供を守るために活動を続けたが、ついに1938年に閉鎖を余儀なくされた。その後、同所は、長野県の教育労働者運動で弾圧を受け思想犯として刑期を終えた

西条億良が、思想犯更正保護団体の援助を受けて、社会事業施設「厚生館」として新たに出発させた。それは、戦時体制の下で、社会事業を国家総動員体制下に組み込み、変貌させていこうとする意図を示すものでもあった。

一方、社会事業団体としてわずかに合法性を保っていた労働者階級のための東大セツルメント託児部も、1938年1月、弾圧により同セツルメントの解散を声明し、同年4月には恩賜財団愛育会に施設を譲渡した。この間、東大セツルメントは、新興教育運動のメンバーが中心になり、児童問題研究会を設立（1933年4月）し、『新興教育』発禁下で、それに代わるプロレタリア教育のための研究誌『児童問題研究』を発刊（33年7月）するなど、進歩的保育関係者にとっては大きな支えとなっていた。同誌は、35年3月で財政的行き詰りにより休刊、同時に、研究会も解散に追い込まれるが、保育研究部会だけは活動を続け、その成果は、保育問題研究会（1936年10月結成）、戦後の民主保育連盟（1946年10月結成）へと受け継がれていった。

結びにかえて

——無産者託児所運動の意義と限界——

以上、無産者託児所運動の生成、活動、崩壊の過程を明らかにしてきた。ここでは、同託児所運動の歴史的意義にかかわる特徴と限界について若干のまとめを行い結びにかえることにする。

特徴点として指摘できる第1は、無産者託児所の設立が、「綱領」で労農救援の任務を果し、解放戦線の一翼に参加する方針を明確にうち出したことにより、社会運動の中に位置づけられた点である。それは、高山絹子が個人的にストの犠牲者や闘う労働者の子供を預かることを目的として進めていた託児所開設の計画に、無産者託児所設立準備会が積極的な援助を加えたことや、息子が投獄されていた伊藤よしえに対し、労農救援会から資金が貸与され託児所が開設されたことにあらわれている。そして、1932年7月には、日本労農救援会に児童部が設置されたのを契機に、3か所の無産者託児所は、労救児童部の事業として運営され、労農救援の任務を名実ともに果すことになった。東京交通労働組合のストライキの際には、組合員の子供を預かることも含めた積極的な支援が行われたのは、そのあらわれにほかならなかった。

第2は、運動の中に位置づける基礎として無産者託児所設立趣意書にみられるように、それまでの託児所を反動的欺瞞のと位置づけ、それらを排撃し、勤労無産階級の立場にたつ託児所を設立しなければならないといった明確な階級的視点に立脚した点である。そこでは民間篤志家の恩恵的託児所、あるいは各府県の貧民対策としての公立託児所の設置が、労働運動・農民運動の高揚への対応策としての性格を持ち、労働者・農民の階級的自覚を妨げるものとして拒否された。従って、無産者託児所では、次の世代を担う無産者階級の子供に自主性と社会性を備えさせるための訓練が重

昭和初期の無産者託児所運動

視された。

第3は、第1、第2の点にも関連するが、無産者託児所運動が同時期に展開された無産者医療運動や無産者消費組合運動などの生活擁護運動とも結びつけられてすすめられたこと、かつ進歩的知識人も、無産者託児所運動に積極的に関わったことである。これらの団体および個人はいずれも「無産者託児所設立準備会」に参加し、さまざまな援助を惜しまなかった。その中には、同準備会が設置され、託児所開設後は資金面や子供たちの健康管理など多大な援助を行った大崎無産者診療所、勝目テルや高山絹子など消費組合運動に擁わっていた人々の援助、河崎なつをはじめとする進歩的知識人からの資金面での援助などがあげられる。

第4は、無産者託児所運動においては、婦人の解放と児童の権利が明確に意識されていた点である。従って、託児所の設置は、婦人の労働権の保障とともに、子供の生存権および保育権を保障しようとするものであった。この点は、当時では傑出した理解として評価できるであろう。

第5は、託児所の経営に父母が参加することにより、委託する側からみても運営が一方的に押しつけられるのではなく民主的に行われた点である。とくに「母の会」での自主的活動を促すことによって、母親の自主性・社会性を発展させることが運動の重要な課題とされた。母親を変え、地域を変えることによって運動を広げていくことが、託児所の重要な任務の1つと理解されていたのであった。

このように無産者託児所運動は、それまでのどの保育事業あるいは保育活動とも明らかに異なった特徴を有していた。なかでも同託児所運動は、無産者階級の立場にたつ保育理論をうち出し、労働運動、解放運動の中に自らの運動を位置づけ、それを始めて実践したところに大きな意義を見い出せる。

だが同時に、運動自体のなかに未熟さをあわせ持っていたことも看過できないであろう。それは、時代状況や運動を受け入れる地域・母親たちの意識を十分顧慮せず、理論や観念を先行させすぎたきらいがあったという点である。たとえば、ソビエトの保育理念や保育方法から学びとった成果が、子供たちに一方的に押しつけられたのではなかったかという反省もその1つである。当時、運動に関わった人からは、「プロレタリア教育の一環としてとられた保育の中には、行きすぎた注入教育も⁽⁴⁰⁾あったように反省しております」という発言もある。また、ソビエトの成果に学びながら新たな保育方法を模索するという実践が、託児所の弾圧にもなるたび重なる保母の逮捕により、最終的には、託児所自体が運営不能になることによって、十分に展開されないまま閉鎖へと追いこまれてしまったということである。

しかしながら、極度に貧弱な保育施設と保母の厳しい労働条件のなかで、婦人の労働権を保障す

注(40) 黒滝マコト「前掲論文」、16頁。当時、同氏は亀戸無産者託児所の保母であった。

ると同時に、子供の生存権および保育権を保障しようとする無産者託児所運動、すなわち託児所を権利として、かつ変革運動の一翼に位置づけた取り組みが、当時にとっては時代を超えていたことも否定できない事実であった。それだけに短い年月の開花に終わるが、その理念と足跡は、その後も生きつづけ、今日の保育運動にも受け継がれることになるのである。

（慶應義塾大学大学院経済学研究科博士課程）